

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二十条第二項に規定する大湊池公園の公園施設の利用料金の額で平成三十年四月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 体育館の利用料金

種別	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで
床面積の三分 の一以下の使 用	九二〇円	一、二三〇円	二、〇五〇円	一、四九〇円
床面積の三分 の一を超え二 分の一以下の 使用	一、二三〇円	一、八五〇円	三、〇八〇円	二、二一〇円
床面積の二分 の一を超える 使用	二、四六〇円	三、七〇〇円	六、〇六〇円	四、四七〇円

注 入場料（これに類するものを含む。）を徴収する場合における利用料金は、この表に定める額の一・五倍に相当する額とします。

二 テニスコートの利用料金

種別	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで	午後五時から 午後七時まで （六月十六日
----	----------------	------------------	------------------	----------------------------

				から八月十五日までの期間に限る。)
一面	一、一三〇円	一、四四〇円	二、四六〇円	一時間につき 三七〇円

注 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日は、半日単位のみを利用を原則とし、コートに空きがある場合等に関り午前九時から午後五時までの利用を認めます。この場合の利用料金の総額は、二、五七〇円とします。

三 運動場の利用料金

四時間以内の場合	
四時間を超える場合	
	六一〇円
	九七〇円

注

- 1 入場料（これに類するものを含む。）を徴収する場合における利用料金は、この表に定める額の一・五倍に相当する額とします。
- 2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、四時間以内の利用を原則とし、運動場に空きがある場合等に関り更に四時間以内の利用を認めます。この場合の利用料金の総額は、一、二二〇円とします。